

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800055 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800073 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 5 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。給与明細書等は保有していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、平成 24 年 7 月 5 日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る商業登記簿謄本により、請求者は平成 22 年 8 月 28 日に同社の取締役就任し、平成 26 年 1 月 6 日に代表取締役就任していることから、請求期間当時、同社の役員として在籍していたことは確認できる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本により、請求者が A 社の代表取締役就任する平成 26 年 1 月 6 日以前の代表取締役及び役員であった者 5 名 (請求者を除く。) が確認できるものの、いずれの者も所在が確認できない上、同社において請求期間に厚生年金保険被保険者資格の確認できる者 1 名についても所在が確認できず、請求者が同僚として名前を挙げた者からも回答を得ることができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間のうち、平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 11 月 1 日までの期間については、請求者が当時居住していた複数の市区町村において、国民健康保険に加入していた記録が確認できる。

さらに、日本年金機構が保管する、B 社に係る請求者の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (国民健康保険組合被保険者)」の備考欄に「26 年 2 月まで無報酬」との記載がある上、当該取得届に記載されている資格取得年月日は平成 26 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は C 労働組合 D 支部が発行した国民健康保険料等の支払証明を提出している

ところ、E国民健康保険組合から提出された被保険者資格取得喪失証明書により、請求者は、請求期間のうち、平成25年11月1日から平成26年3月1日までの期間について、当該国民健康保険組合の組合員であることが確認できるものの、加入手続の際に添付された書類には、B社ではない事業所の代表として請求者の氏名が記載されていることから、請求者が、B社に勤務している者として国民健康保険組合の加入手続を行っていないことが推認できる。

また、B社の現在の事業主である請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を自身の給与から控除していた旨回答しているものの、請求期間当時の給与明細書、賃金台帳及び源泉徴収簿を保有しておらず、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社において、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800059号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800074号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年5月から昭和55年12月まで

② 昭和57年4月から昭和58年10月31日まで

A社に企画室デザイナーとして勤務した請求期間①及びB社に企画室デザイナーとして勤務した請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①及び②の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の元事業主及び同社において請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社における雇用保険の加入記録が確認できない上、同社の元事業主は、請求期間①当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、B社の元取締役及び同社において請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のB社における雇用保険の加入記録が確認できない上、同社の元事業主は、請求期間②当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間②における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない上、オンライン記録により、請求者は請求期間②において、国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

さらに、請求者は請求期間②に係る給与明細書を保有しておらず、ほかに請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。